

建築基準法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(建築物の構造計算に関する報告)

第六条 建築主は、法第六条第一項の規定による確認の申請書を提出する場合において、知事が別に定めるプログラムを用いて構造計算を行ったものであるときは、当該確認の申請書を提出する際に、当該構造計算について、当該構造計算に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を提出することにより建築主事に報告しなければならない。この場合において、当該磁気ディスクには、建築主の氏名及び当該確認の申請の年月日を記載した書面を貼り付けなければならない。

(特定建築物に係る鉄骨の工事の報告)

第七条

旧

(建築物の構造計算に関する報告)

第五条の二 建築主は、法第六条第一項の規定による確認の申請書を提出する場合において、知事が別に定めるプログラムを用いて構造計算を行ったものであるときは、当該確認の申請書を提出する際に、当該構造計算について、当該構造計算に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を提出することにより建築主事に報告しなければならない。この場合において、当該磁気ディスクには、建築主の氏名及び当該確認の申請の年月日を記載した書面を貼り付けなければならない。

(特定建築物に係る鉄骨の工事の報告)

第六条 建築主は、鉄骨造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は

これらの構造とその他の構造とを併用する建築物で、三階以上のもの又は床面積が五百平方メートルを超えるもの（以下「特定建築物」という。）を建築しようとする場合において、法第六条第一項の規定による確認の申請をしようとするときは、溶接工事作業計画書（様式第七の二）により建築主事に報告しなければならない。

2| 前項の場合において、特定建築物の鉄骨を製作する工場が決まっている

1| 建築主は、鉄骨造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造とその他の構造とを併用する建築物で、三階以上のもの又は床面積が五百平方メートルを超えるもの（次項において「特定建築物」という。）の鉄骨の工事を完了した場合において、法第七条第一項又は法第七条の三第一項の検査の申請をしようとするときは、鉄骨工事施工状況報告書（様式第八）により建築主事に報告しなければならない。ただし、当該工事の完了後法第七条の三第五項又は法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、この限りでない。

2| 前項の規定は、主要構造部が法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する特定建築物には、適用しない。

ないときは、溶接工事作業計画書に代えて鉄骨製作工場に関する報告書（様式第七の三）を提出し、当該工場が決まつたときは、直ちに溶接工事作業計画書を提出しなければならない。

3| 建築主は、特定建築物の鉄骨の工事を完了した場合において、法第七条第一項又は法第七条の三第一項の検査の申請をしようとするときは、鉄骨工事施工状況報告書（様式第七の四）により建築主事に報告しなければならない。ただし、当該工事の完了後法第七条の三第五項又は法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、この限りでない。

4| 前三項の規定は、財団法人日本建築センター（昭和四十年八月七日に財団法人日本建築センターという名称で設立された法人をいう。）による工業化住宅性能評定を受けた特定建築物には、適用しない。

（特殊建築物等に関する報告書）

第七条 建築主は、次の各号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、増築後において当該各号に掲げる建築物となる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は建築物若しくは建築物の部分当該各号に掲げる建築物に用途変更しようとする場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請と同時に法第六条の二第一項の規定による確認を受けようとするときに、その概要を特殊建築物等に関する報告

書（様式第八）により知事に報告しなければならない。

一 法別表第一(イ)欄(一)項及び(四)項に掲げる用途並びに第三条第一項の表(七)項(イ)欄に掲げる用途その他これらに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が二階以上の階又は地階にある建築物

二 法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途その他これに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が二階以上の階又は地階にある建築物（共同住宅又は寄宿舎にあつては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）

三 法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途その他これに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が二階以上の階又は地階にある建築物（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途に供するものを除く。）

（許可申請書の添付図書等）

第十二条 同上

第十二条 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表の(イ)欄に掲げる法の規定による許可の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

(イ)	(ロ)
-----	-----

書（様式第八）により知事に報告しなければならない。

一 法別表第一(イ)欄(一)項及び(四)項に掲げる用途並びに第三条第一項の表(七)項(イ)欄に掲げる用途その他これらに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が二階以上の階又は地階にある建築物

二 法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途その他これに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が二階以上の階又は地階にある建築物（共同住宅又は寄宿舎にあつては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）

三 法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途その他これに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が二階以上の階又は地階にある建築物（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途に供するものを除く。）

（許可申請書の添付図書等）

第十二条 同上

第十二条 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表の(イ)欄に掲げる法の規定による許可の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

(イ)	(ロ)
-----	-----

(一)	<p>第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第五十二条第十項若しくは第十四項、第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八條の三第二項、第六十八條の五の三第二項、第六十八條の七第五項、第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は第八十七條の三第三項、第六項若しくは第七項</p>	略
(二)以下	略	

2| 法第八十五条第五項又は法第八十七條の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請をしようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に、前項の表(一)項(β)欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3| 知事は、前項の申請に係る許可をしたときは、省令別記第四十五号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当

(一)	<p>第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第五十二条第十項若しくは第十四項、第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八條の三第二項、第六十八條の五の三第二項、第六十八條の七第五項、第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項</p>	略
(二)以下	略	

該申請をした者に交付するものとする。

4 知事は、第二項の申請に係る許可をしないこととしたときは、省令別記第四十六号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付圖書を添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

(申請書等記載事項の変更)

第十四条 略

2 法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、省令第三条の五第三項第一号イからニまでに定める書類（省令別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類を除く。）の記載事項に変更があつたことを知つたときは、報告事項変更届（様式第十五の二）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、速やかに知事に報告しなければならぬ。

3 略

(計画の通知への準用)

第二十四条 第一条、第六条、第二十二條及び前條の規定は、法第十八條第二項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知に準用する。

(申請書等記載事項の変更)

第十四条 略

2 法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、省令第三条の五第三項第一号イからニまでに定める書類の記載事項に変更があつたことを知つたときは、報告事項変更届（様式第十五の二）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、速やかに知事に報告しなければならぬ。

3 略

(計画の通知への準用)

第二十四条 第一条、第五條の二、第二十二條及び前條の規定は、法第十八條第二項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知に準用する。

